

## 処 分 基 準

平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 5 1 条の 9
処 分 の 概 要 : 登録を受けた法人に対する適合命令
原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め :                      
<p>処 分 基 準 : 登録を受けた法人に道路交通法第 5 1 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法第 5 1 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。</li> </ul>
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部交通指導課取締役企画第二係(092-641-4141 内5125)
備 考 :